平成27年度静岡県立こども病院

外来設置用からくり時計製作業務請負公募プロポーザルコンペ実施要領

平成27年度静岡県立こども病院外来設置用からくり時計製作業務請負に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

１　発注者

　　地方独立行政法人　静岡県立病院機構

　　　　　　　　　　　静岡県立こども病院　院長　瀬戸嗣郎

２　請負業務

　　平成27年度静岡県立こども病院外来設置用からくり時計製作業務請負

３　成果物納品場所

　　静岡市葵区漆山860　静岡県立こども病院　外来

４　請負期限

　　平成27年７月7日から平成28年２月28日まで

５　請負業務の基本方針

　　当院では、自分の病気や治療に対して、不安感、恐怖感を抱いている子ども達の気持ちを少しでも和らげるために、外来診察フロアを森、海、空、花畑、山の５つにゾーン分けし、それぞれのイメージにあわせて模様替えを行っている。この一環として、入り口付近にからくり時計を設置し、子ども達を楽しい気分にさせようとするものである。

６　請負業務の内容

　　・病院に来た患児を楽しませることができるからくり時計の製作

・外来受付付近の玄関ホールへの設置（床置き）（設置するからくり時計の凡その寸法は以下に示すとおり）

・周囲を患児や家族等が通行するため、設置に際し地震対策等の安全対策の施工

設置からくり時計の凡その寸法

幅1,000mm×奥行き600～800mm×高さ2,600mm

　　　　　（高さ2,600mmのうち、台の高さは1,800mm）

（天井までの高さは10,000mm以上ある）

７　プロポーザル参加資格

　　次に掲げる条件を全て満たすもとのする。

（１）地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第３条第１項、第３項及び第４項の規定に該当しないものであること。

（２）プロポーザル提案書等の受付期間において、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加資格停止基準（平成18年集用第103号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）過去に同等品を製作及び納品した実績を有すること。

（５）次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっ

ては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ｡）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という｡）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ｡））であると認められるとき

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ｡）

又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先

的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき

８　プロポーザル参加申請書の認定について

　　本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

1. 提出期間

平成27年５月22日（金）から平成27年６月25日（木）の間の

午後13時から午後５時まで

1. 提出書類

次の書類を各１部提出すること。

・プロポーザル参加申請書（様式１）

・応募者概要説明書（様式２）

・返信用長形３号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手380円

分を添付のこと）

1. 提出先

〒420-8660　静岡県静岡市葵区漆山860

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院　総務課経理係

電話　054-247-6251

1. プロポーザル参加資格の認定は、平成27年６月26日（金）をもって行うものとし、その結果は平成27年６月29日（月）までに電話及び書面で通知する。
2. プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア　プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ　アの説明を求める場合には、平成27年６月30日（火）までに書面（様式自由）を８（３）まで持参することにより提出しなければならない。

ウ　説明を求められたときは、平成27年７月１日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

９　質問事項の受付・締切について

　　本請負業務についての質問は、「質問書（様式３）」により提出すること。

　（１）提出期限

平成27年６月25日（木）午後４時まで

締切時間以降の質問については受け付けない。

　（２）質疑方法

　　　　メールによるものとし、送信時は受付窓口宛必ず受付の電話確認を行うものとする。

　　　　　E-Mail:kodomo-keiei@shizuoka-pho.jp

　（３）回答期限

　　　　回答は、平成27年６月26日（金）までに質問者へ電子メールにより行う。

10　プロポーザル企画提案書の提出

　（１）提出書類

「プロポーザル企画提案書（様式４）」により提出すること。

　（２）提出期限

　　　　平成27年６月25日（木）午後５時まで（厳守）

　（３）提出先

　　　　８（３）に同じ。

（４）提出部数

　　　12部（正本１部、副本11部：Ａ４版、両面印刷、ホチキス止めとする）。なお、ファイル綴じ込み製本はしないこと。

（５）提出方法

　　　　持参あるいは郵送とする。

（６）その他

ア　本業務の概算業務価格（上限金額）は、6,000,000円に消費税及び地方消費税を含めた額。

イ　提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ　本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、全て参加者の負担とする。

エ　提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、病院が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

オ　提出された書類は、一切返却しない。

11　書面審査

　　事前に企画提案書の書面審査を行う。企画提案書に記載された内容のうち、「１．施工能力」及び「２．アフターサービス・メンテナンス体制」については書面審査にて採点を行うためできる限り詳細に記載すること。なお、審査結果については、プレゼンテーション後に企画提案の評価とあわせて通知する。

12　プレゼンテーション

（１）場所

静岡県立こども病院管理棟６階第３会議室

　（２）日時（予定）

平成27年７月１日（水）　午後14時00分～

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

　（３）時間（予定）

プレゼンテーション　25分程度

質疑応答　　　　　　15分以内

　（４）出席者

４名までとする。契約後に製作責任者として予定されるものは必ず出席すること。

　（５）プレゼンテーション内容

企画提案書のうち、「４．企画提案の内容」について具体的に説明をすること。企画提案書以外の説明資料の当日配布は認めない。

　（６）質疑応答内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

13　最優秀提案者の決定手順

（１）最優秀提案

プレゼンテーション審査により、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案とする。得点が最も高い提案が２以上ある場合は、プロポーザル価格に関する評価における数値が高いほうを最優秀提案に決定する。

　（２）プロポーザル価格に関する評価

プロポーザル価格については、次の方法により評価し、価格点を付与する。

価格点＝100点×最低プロポーザル価格／プロポーザル価格

14　契約の締結

　　審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

15　審査結果の公表

　（１）審査結果については、平成27年７月６日（月）以降、参加者全員に電子メールで、請負業者を含め全参加者の名称及び点数を通知する。また、地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院ホームページ上でも公開する。

　（２）本審査に関する異議には一切応じない。

16　参加者の失格事項

　　次のいずれかに該当する場合は失格とする。

　　・概算業務価格（上限金額）を超えた者

　　・提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者

　　・プレゼンテーションの開始時間に遅れた者

　　・不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた者

　　・会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と判断した者

　　・審査の公平性を害する行為があった者

17　契約書の作成

　　契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

　　契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、証書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

18　その他

（１）プロポーザル参加者は、契約書及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。

（２）プロポーザル・契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨

に限る。